

令和8年5月15日

南相馬市農業委員会
5月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年5月15日(金) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀一	欠	11	井上 純子	出
2	西山 健司	出	12	杉本 正宏	出
3	横山 仁	出	13	濱田 賢次	出
4	根本 剛実	出	14	清信 眞一	出
5	桑折 一洋	欠	15	今野 秀幸	出
6	水谷 隆	出	16	濱名 弘幸	出
7	遠藤 一郎	出	17	半谷 眞知子	出
8	前田 一郎	欠	18	塚野 邦好	出
9	荒 利敬	出	19	今野 由喜	出
10	鎌田 宣義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 欠席 鹿島区 北山 一郎 原町区 原田 佳典

3. 出席職員

事務局

局長 戸浪 誠 次長 大坪 勇彦 主査 林 雄司
主査 宮本 達男 副主査 福島 沙奈

農地集積課

主査 遠藤 昌治 副主査 穴戸 達弥 副主査 米本 一樹

4. 日 程

- | | | |
|--------|----------------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 14 号 | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 4 | 報告第 15 号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第 5 | 議案第 44 号 | 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 6 | 議案第 45 号 | 農用地利用規程の認定に係る意見について |
| 日程第 7 | 議案第 46 号 | 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 8 | 議案第 47 号 | 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第 9 | 議案第 48 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 49 号 | 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願について |
| 日程第 11 | 議案第 50 号 | 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分) |
| 日程第 12 | 議案第 51 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分) |
| 日程第 13 | 議案第 52 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(県許可分) |
| 日程第 14 | 議案第 53 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
(県許可分) |
| 日程第 15 | 議案第 54 号 | 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
(県許可分) |
| 日程第 16 | 議案第 55 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分) |
| 日程第 17 | 議案第 56 号 | 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和8年5月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、5番委員、8番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番委員、9番委員、10番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。5月11日、福島市において、福島県農業者年金協議会役員会に出席し、6月4日の「通常総会」に提出する議案となる、「令和7年度事業報告及び収支決算」や「令和8年度事業計画及び収支予算」など、議案4件について協議いたしました。

また、本年度の農業者年金加入推進の取組方針と、新規加入目標人数について説明があり、本市の加入目標は「1名」と示されました。以上をもって、諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第14号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第14号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。今回、7件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第15号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第15号についてご説明いたします。議案書の4ページから7ページ、整

理番号1番から5番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、元々は都市計画法の開発行為の許可を受け、併せて一般住宅用地として農地転用の許可を受けた土地でありましたが、住宅が建築されないまま、譲渡人及び譲受人が死亡したことで許可が失効し、地目が農地のままとなっております。その後、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の除染作業後に、敷地内に碎石を撒き、農地の様相ではない状態となり、現在に至ります。この度、新たに一般住宅の建築計画が生じ、また都市計画法の開発行為許可との整合性を図ることが望ましいため、新たに農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号2番については、令和7年4月頃に老朽化した農業用倉庫等を撤去した際に、想定以上に土が失われ、周辺に比べ地盤面が低くなってしまいました。その結果、周辺から雨水が流入し土壌が劣悪な状態となったことから、係る状況を早急に改善するため、また将来的に宅地分譲を計画していたことから、急ぎ砂礫混じりの土を搬入し土壌改良を行ったものです。その際に農地の転用許可を受けることを失念しており、違反転用状態となっております。この度、特定建築条件付売買予定地として農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号3番については、平成7年頃から宅地進入路を整備し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号4番については、昭和57年頃に祖父が貸家住宅を建築し、現在まで貸家として使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号5番については、平成19年頃から農業用通路を整備し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第44号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第44号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の8ページから9ページまでとなります。対象地区は原町区の一般地区で利用権の設定が8件となります。議案書の9ページ、整理番号1番から4番につきましては、原町区高平地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の9ページ、整理番号5番から8番につきましては、原町区馬場地区及び矢川原地区における担い手への集積による新規契約となります。

いずれの案件も、賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第45号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第45号について説明いたします。議案書の11ページから27ページ、並びに本日別冊で配布させていただきました追加資料になります。原町区小木迫地区におきまして、新たに農用地利用規程を定めたことから、認定にあたり審議を求めるものです。農用地利用規程の内容については、議案書の12ページからになります。併せて、追加図面につきましては、別冊資料の1ページから5ページになります。当該規程につきましては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることで、小木迫地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第46号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件が1

件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いいたします。それでは先ず、整理番号1番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、6番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号1番の説明を求めます。

農地集積課 議案第46号整理番号1番について説明いたします。議案書の30ページから42ページになります。小高区飯崎地区におきまして、令和7年3月に圃場整備が完了したことに伴いまして、区域図の変更と文言等の整理のために農用地利用規程の一部を改正する事について、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、議案書の36ページから37ページになります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。6番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第46号の残り全部について、一括して説明いたします。議案書の44ページから103ページ、並びに別冊資料の6ページから7ページになります。鹿島区栃窪地区、原町区押釜地区、小高区角部内地区、女場地区、泉沢地区において、それぞれ圃場整備の完了に伴う文言の整理と担い手の目標面積等の変更のために、農用地利用規程の一部を改正することについて、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、49ページから51ページ、64ページ、76ページ、87ページ、99ページとなり、それぞれ新旧対照表等を添付させていただいております。なお、47ページから48ページの栃窪地区の表並びに図面につきましては、新旧対照表と別冊資料の6ページから7ページの図面に読み替えて、お読み取りいただければと思います。ご審議のほどよろしくお

願いたいします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

6 番委員 各地区の担い手への集積率が分かれば教えていただきたいです。

農地集積課 大変申し訳ございませんが、全ての集積率につきましては、準備しておりませんでしたので、後ほど、皆様にご共有させていただくという形でいかがでしょうか。

6 番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 4 7 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第 4 7 号について説明いたします。議案書の 1 0 4 ページから 1 4 3 ページ、及び別冊資料の図面のとおりです。農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業委員会へ意見を求めるものとなります。今般の内容ですが、農用地区域の除外と編入がございます。

先ず、農用地区域からの除外について説明いたします。議案書の 1 0 6 ページからとなります。合計で 9 件の案件があり、各案件の詳細は 1 0 7 ページのとおりです。併せまして、1 3 筆について農用地区域からの除外となります。なお、農用地区域からの除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項に掲げる 6 つの項目について要件を満たす必要がございますが、その内容につきましては、議案書の 1 0 9 ページから 1 1 7 ページの個別検討表に記載しております。全ての案件について、要件を満たしていると判断しております。加えて、農用地の除外後に農地転用手続きが発生いたしますが、事前に農地転用許可の立地基準につきまして、事業者から農業委員会事務局へ確認していただいておりますことを補足いたします。

次に、農用地区域への編入について説明いたします。議案書の 1 3 7 ページ、

小高区岡田地区、角部内地区につきましては、圃場整備事業に関連して編入するものとなっております。議案書の141ページ、鹿島区山下地区につきましては、平成29年より実施いたしました農業振興地域の総合見直しにおきまして、対象地に誤りがあることが判明し、修正が必要であることから、この度、編入するものとなっております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第9、議案第48号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第48号についてご説明いたします。議案書の144ページから148ページになります。申請番号1番から13番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第49号「農地法第3条の規定による買受適格証明願について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第49号についてご説明いたします。議案書の149ページになります。今回、1件の競売物件があり、うち15筆の農地が3条申請になります。

買受適格証明についてですが、農地の競売・公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価格買受人になるのを未然に防止するため、買受適格証明書

が必要になります。適格者の承認を受けた方が競売で落札した場合については、改めて農地法の許可申請を行い、許可指令書を裁判所に提出した場合のみ正式に落札した農地の権利移動がされることとなっております。今回の買受適格証明願の段階で農地法第3条の許可基準で審議しておりますので、改めて許可申請を行った場合については、当初の証明書交付時の内容と異なっていると認めるとき以外は、会長専決によりまして指令書を交付してよいかについても、ご審議いただきたいと思います。今回調査を依頼した地区担当農業委員からは許可要件を満たしているとの報告がありました。ご審議方、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第50号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第50号についてご説明いたします。議案書の150ページ、申請番号1番について、申請当事者の住所氏名、土地の表示、取消しをする理由については、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、本案件は、既に許可を受けているが事業未着手の案件について、継続して事業実施に向けた取組みは続けるものの、現段階で見通しが立たないため、一旦許可を取消すものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第51号「農地法第5条の規定による所有権移転の許

可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第51号についてご説明いたします。議案書の151ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、当該地は昭和52年に転用の許可を受けた土地ですが、土地所有者が死亡したため、許可内容を履行できなくなりました。この度、当初許可とは別の者が転用許可を受けるものです。また、報告第15号整理番号1番の違反転用状態を解消する案件です。なお、当該地は昭和52年に都市計画法の開発行為の許可を受けており、一般住宅の用途で土地利用をするものと整理されていることを申し添えます。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第51号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第52号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第52号についてご説明いたします。議案書の151ページから152ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は、記載のとおりです。補足としまして、申請番号2番については、議案第53号申請番号2番の地上権設定と併せて一つの転用行為です。

申請番号3番については、報告第15号整理番号2番の違反転用状態を解消す

る案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び3番について、13番委員。

13番委員 先ず、議案第52号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月8日午前10時30分頃より、代理人である譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、議案第52号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月8日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第52号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後1時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、11番委員。

11番委員 議案第52号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月13日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第53号「農地法第5条の規定による賃借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書の154ページから155ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号1番については、議案第55号申請番号3番で転用する進入路が、付帯地となっております。

申請番号2番については、議案第52号申請番号2番の所有権移転と併せて一つの転用行為です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第53号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後2時25分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第53号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第53号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月14日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第54号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第54号についてご説明いたします。議案書の156ページ、申請番号1番について、当事者の住所氏名、土地の所在、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。当該地は、資材置場等を整備する目的で、平成29年に転用許可を受けましたが、当初計画では合板を作成するための作業場を建築する予定でしたが、今般既製品の合板が流通する状況であり、新たな作業場を建築する必要性がなくなりました。一方、申請者は建設業を営んでおり、今般の土木材料の価格変動に対処するため、材料の砂及び砕石のストックヤードが必要となったことから、当初計画で作業場としていた場所を資材置場として使用するため事業計画を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第54号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月8日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆

様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第55号についてご説明いたします。議案書の157ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番については、住宅進入路を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第15号整理番号3番の違反の追認を得るための案件です。

 次に、申請番号2番については、貸家住宅を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第15号整理番号4番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 次に、申請番号3番については、農業用通路を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第15号整理番号5番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。申請番号1番及び2番について、3番委員。

3番委員 先ず、議案第55号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月14日午後1時30分頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

 先ず、議案第55号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午前10時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地

の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号3番について、6番委員。

6番委員 議案第55号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後2時45分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。最後に、大雨時に当該農地の傾斜から見て、隣接地に流れ込む可能性があるかと判断し、代理人行政書士に対策を講じるよう申し添えてあります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第17、議案第56号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第56号についてご説明いたします。議案書の158ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番について、現地調査委員を代表しまして、16番委員から報告を願います。

16番委員 議案第56号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。去る5月7日午後1時30分より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番について、報告いたします。現地案内図は12ページです。現地は進入路がなく、雑木が生い茂っているため、非農地と判断しました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

